

霧島市長 前田終止殿

平成29年7月5日  
霧島市議会議員 中村満雄

霧島市議会基本条例7条3号に基づき市議会議長を経由し質問いたします。

鳥獣被害対策実践事業について疑問があり、以下の質問に対する回答を要請します。

1. 申請の不備として写真の使いまわしとの答弁がありました。使い回しとはどのような事が伺えます。
2. 同一の個体の写真を使ったとの答弁がありました。捕獲害獣の撮影において複数人が複数の写真撮影をし、複数人の届出書に用いられたという事が伺えます
3. 写真を間違えて提出したとの答弁がありました。間違うとはどのような事が伺えます。
4. 予算委員会でカメラを持参していなかったケースの紹介がありました。捕獲者、及び霧島市は具体的にどのような対応をされましたか？
5. 写真の添付が為されていない申請を受理した事がありますか？ どのような対応をされましたか？
6. 牧園町の鳥獣捕獲指示書には捕獲区域として牧園町全域と記載されております。禁猟区以外の全ての区域と理解して良いですか？
7. 鳥獣捕獲指示書の『捕獲鳥獣名及びその割当員数』記載の頭数について鳥獣捕獲指示書の交付を受けている捕獲隊員全ての合計頭数はその年度の予算内での捕獲予定頭数と同じであると理解して良いですか？
8. 鳥獣捕獲指示書は個人への交付のみですか、団体、または班に交付することがありますか？
9. イノシシ、鹿等の害獣と言われる動物でも生息地域によっては害を為さないものも想定されます。一律に害獣として駆除対象となるのか伺います。
10. 禁猟区での捕獲の指示はどのように行っているか伺います。
11. 市民から害獣駆除の要請があった時、どのような指示を行っているか、特定の捕獲隊員に要請するのか、捕獲隊に要請するのか伺います。
12. 市民から害獣駆除の要請があった時、予算超過で応じない事がありますか？
13. 捕獲固体記録票に記載されているメッシュ番号とはどのようなものですか？
14. 処分について、国、県と協議したとの答弁がありました。国、県の具体的な部署、担当者を教えてください。
15. 厚地市議が鳥獣被害対策実践事業についての見解をマスコミに配布し、市議全員も受取りました。その内容について伺います。
  - ① 『平成29年2月と4月において、市に依頼され、私が違反の疑いのある方に対して捕獲隊の班長として説得に当たった』と述べておられます。事実ですか？
  - ② 予算委員会で岡村市議、池田市議が『渦中の議員が件数減を条件として説得行為を受諾した』との質問がありました。事実ですか？
  - ③ 『過去4年間で有害鳥獣駆除期間中に捕獲した約300頭以上の中に同一個体の写真があったことの指摘を受け』と述べられています。個体の写真には捕獲日、捕獲場所の札を撮り込む規則になっていると思います。どのような届出書類でしたか？
  - ④ 『写真については添付ミスがあった事実を認めた』と述べられています。同一個体の写真を使ったとしたら添付ミスでは無いと思われれます。見解を伺います。